



Title	近世村落社会の身分構造
Author(s)	畠中, 敏之
Citation	大阪大学, 1991, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/37659
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	はた 畑	なか 中	とし 敏	ゆき 之
博士の専攻分野の名称	博	士	(文	学)
学位記番号	第	9858	号	
学位授与年月日	平成	3	年	8月1日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
学位論文名	近世村落社会の身分構造			
論文審査委員	(主査) 教授	脇田	修	
	(副査) 教授	芝原	拓自	助教授 平 雅行

論文内容の要旨

本論文は、近世村落社会の身分構造を、「かわた」村のあり様を通じて明らかにしようとしたものである。すなわち近世村落社会にあって、「かわた」村がどのように存在し、また「かわた」村を含む村落社会がどのようなあり方を示すかを分析して、身分差別の実態を具体的に究明しようとしたものである。なお本論文は、1990年に部落問題研究所より刊行されたもので、その内容は本文6章・補論3編からなり、A5版・365ページの書物である。

序論では「近世村落社会と「かわた」村」として、近世社会のなかで、かわた（皮多・河田など）身分として差別されてきた人々の「村」のあり方について述べる。「かわた」村の諸類型について従来の研究は、行政的な側面から、自立村、百姓の村に従属した技村、その中間形態である村に分類しているが、筆者は集落（生活共同体）としてみれば、別の分類が可能であると考え、それを「本村付」I型・「本村付」II型・「一村立」型の3類型として提言した。まず「本村付」I型は、集落を構成しているが、行政的には自立した村落ではなく、本村である百姓の村に組み込まれ、「村領」をもっていない。「本村付」II型は、行政的には自立していないが、領主から村高を認められ、「村領」を形成して、年貢負担の基礎単位としての「村」の扱いをうけている。そして「一村立」型は、一個の自立した村として存在するものをいうとしたのである。そしてこの3類型のなかでは、「本村付」I型を「かわた」村の基本形態と考え、「一村立」型は稀であり例外的であることから、本村と「かわた」村との関係の総体は、「本村付」I・II型をあわせて「本村付」体制と呼ぶことを提唱した。そして、この「本村付」体制の分析の前提として、型と考える河内国丹北郡南更池村の村呼称を例証として検討した。それは「本村」との関係では「更池村領内河田」、近隣の一般村からは「更池村領内河田」また「南更池村」などと呼ばれているが、「かわた」村の間では「布忍村」「更池村」と呼ばれたとして、そ

こから両者の関係や南更池村の位置を考えている。

第一章は、「「かわた」村の成立」としているが、先の3類型について、それぞれ成立の経過を分析する。ここでは「本村付」Ⅰ型は南更池村、「本村付」Ⅱ型は摂津国能勢郡野間口村、「一村立」型は和泉国泉郡南王子村と、典型的な「かわた」村をとりあげているが、これらの「かわた」村が、なぜ一方は「本村付」となり、他方は「一村立」となったか、を検討したのであった。そして近世社会が成立する太閤検地段階において、「かわた」村に「村領」が形成されていたか否かが重要な指標となるとした。

第二章は、「本村付」体制の構造」と題しているが、ここでは「本村付」型に属する河内国若江郡荒本村をとりあげて検討している。「夫割番給年貢帳」という村財政帳簿によれば、本村から堤下といわれている「かわた」村の住民は、荒本村における非人番給・宗教関係費などの費用を負担していない。つまり生活共同体にかかる負担はしていないのである。そのことは同一の行政村にありながら、「かわた」村が生活共同体としては隔離され、別個の存在であることを示しているとし、それにもかかわらず行政村としての一体化を強制され、本村への政治的従属を強いられたとしている。

ついで筆者は、皮多・穢多身分の規制としては、①「頭」体制一下級行刑・警察的役の賦課による権力末端としての編成、②「本村付」体制-「平人」と「かわた」の支配従属関係と社会的隔離状況、③「斎牛馬処理」体制-「穢」の強制、という3本柱があると提唱し、そのなかで「本村付」体制は、身分支配・身分把握にとって重要なものと位置づけたのであった。

第三章は、「「かわた」村の村方騒動」を分析するが、とくに南王子村における天保期の村方騒動を、村の社会的経済的構造から明らかにした。一般に村方騒動は、近世中期以降、村役人による村財政の不正を、村内の新興勢力が追及することから発生するが、南王子村は「一村立」であるため、一般村と同様の村方騒動が起こったのである。ところで南王子村を二分した騒動は、一方が農業経営を生業の一つとする村役人層であり、他方は雪踏細工を生業の基本とする層であった。前者はいうまでもなく村の旧勢力であり、後者は雪踏細工などによって成長した新興勢力層であった。すなわち天保期の南王子村では、皮革関連業が村の経済のなかで大きな比重を占めるようになっており、その担い手たちが村行財政への発言力をもとうとして、村方騒動が起こったことを明らかにしている。

第四章は、「「かわた」の闘争」となっているが、ここでは「かわた」身分の者のみを主体とする闘争と、他身分の者と共同しておこなった闘争にわけて検討している。前者の場合は、「賤民」身分への規制に対する闘争が主となるが、それは第二章であげた3本柱の規制、下級行刑・警察的な役賦課への抵抗、さまざまな身分隔離政策における平等要求などを、広く全国的に事例をあげて記している。このなかで典型的な平等要求闘争として知られる備前の渋染一揆を分析し、ここでおこなわれた「かわた」の「百姓」宣言について、単なる農民化や殿様の御百姓といった意味で評価するのではなく、一般村における非農民化の進展によって形成された「かわた」と「百姓」との同質性こそ重視すべきであると説いている。

また後者では、「かわた」が参加したとされる近世中期以降の百姓一揆やうちこわしには米騒動的な性格が見られることを指摘し、それは農村部における飯米需要層つまり賃稼者層として、両者が連帶

しているのであり、ここには身分を越える一つの可能性が見られるとする。

第5章は、「「解放令」研究史の再検討」と題している。ここでは従来の「解放令」研究は、近代部落問題からの視点で論じられてきたとし、そのため「一片の布告」に過ぎないとか、逆に「一大美挙」であるとか、相反する評価が対立したままになっているのだとする。このような研究状況から、むしろ近世「賤民」制の解体過程に「解放令」を位置づけて、いわば近世の側からの視点で、今後の研究の進展を計ろうとする提起をおこなったのである。そして近代では、第2章で提起した3本柱の身分規制は、基本的に解体しているとして、「解放令」に積極的な評価をあたえている。そして生活レベルでの隔離状況や「穢」の観念が核になって、近代の部落問題が形成されていくとの見通しを述べている。

第6章は、「「かわた」村の歴史」としているが、現在の大阪府域を対象にして、通史的に叙述したもので、本論のまとめにあたるものである。

補論は、「近世「賤民」身分研究の動向」、「近世「賤民」身分研究と「部落」前史研究」また塚田孝の身分論批判として、80年代の研究動向を検討したものである。ここでは「部落」前史という捉え方の提唱や、非人などの身分を「周縁身分」として捉えることを主張している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、若手研究者の先頭にたって部落史研究を推進してきた筆者が、約15年にわたる研究をまとめたものである。その特色は、主として大阪地域の「かわた」村、すなわち被差別部落を対象として、詳細な実証的研究をおこなうとともに、分析のためにいくつかの理論的枠組を提唱したところにある。とくに表題にあるように、近世における村落社会のなかで「かわた」村を位置づけて、その身分的差別の構造を明らかにしたことは、本論文の功績であり、学界にも高く評価されている。

ついで、集落（生活共同体）の観点から発想した「本村付」体制なる概念を軸に、「かわた」村の存在形態に3類型のあることを指摘したこと、そのなかで「本村付」Ⅰ型を基本形態とすることを提起し、さらに「本村付」Ⅱ型の存在を発見し、全体のなかで位置づけたことなどは、重要な貢献である。また「村領」といった概念を提唱するとともに、その形成の有無が「かわた」村の3類型をうみだすものとなったとの指摘や、「かわた」村における身分規制の3本柱を提唱し、その概念によって「解放令」に積極的評価をおこなったこと、補論における周縁身分論などは、重要な問題提起であり、学界に多大の影響を与えている。

もちろん本論文は、前述したものの他にも、すぐれた実証的成果をあげている。南更池村という「かわた」村について、本村・近隣の村そして「かわた」村のそれぞれによって、呼称に相違があることを明らかにしたことは興味深い。また第一章の太閤検地の分析は、集落（生活共同体）としての「かわた」村の成立を、先の「村領」の形成と関連付けて分析していること、第2章において、村財政のなかでの「かわた」村の負担状況の分析と、それを通じて本村からの疎外状況を明らかにした点も

すぐれた指摘であった。

第3章の村方騒動の分析は、ほとんどの村方騒動の研究が一般村についておこなわれていたのに対し、南王子村という「かわた」村における騒動を分析した。ここでは雪踏生産という部落産業の存在をふまえて、その特色を摘出したことが注目できる。また第四章における「かわた」の闘争の分析のなかで、他身分との連帶闘争がなされたのは、それが米騒動的性格をもっており、両者とも村落内部に賃稼ぎ者を含んでいるためであることを明らかにしたことは、重要な成果である。

もちろん本論文について、いくつかの問題点が認められる。理論的な問題提起については、「本村付」のI・II型の相違や身分規制の3本柱など、なお深めるべき問題点が残っている。また「本村付」体制のなかで、「かわた」村の社会的隔離状況は確かに存在するが、集落（生活共同体）から完全に排除されているという主張には、一定の限定がいると考えられる。たとえば土地を所持する「かわた」の場合には、当然に本村の水利関係などのなかに入らねば農耕はできないからである。

このように本論文にはいくつかの問題も存在するが、それは今後深めるべき問題提起としての内容と関連している。全体としていえば、すぐれた実証と問題提起によって、部落史研究の新たな到達点を示す研究であることは明らかである。したがって本審査委員会は、本論文が学位請求論文として充分に価値のあることを認定するものである。